

「(仮称) 持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例要綱案」に対して 提出された意見とそれに対する滋賀県の考え方について

- ・ 「(仮称) 持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」については、生産面に焦点を当て、将来にわたり持続的で発展性のある農業生産の振興を図ることとして、「生産力の向上」と「環境保全対策」を柱に検討を進めてきたところ。
- ・ 令和2年8月19日(水)～9月18日(金)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「(仮称) 持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例要綱案」についての意見の募集を行った結果、19の県民・団体の皆様から45件の意見が寄せられた。また、県内の市町およびJA等に意見照会し、22件の意見が寄せられたところ。

1 県民政策コメント等における意見とそれに対する考え方

提出された67件の意見に対する県としての考え方は、別紙資料②のとおり。

2 県民政策コメント等における意見の反映状況

(1) 第3条第1項

「収入を得る機会の拡大を図ること」との表現を「農業所得の増大につなげる
こと」に修正した。

(2) 第7条

条文中に「の」の使用が多いとの指摘を受けて、表現を改めた。

(3) 前文

条文とすることが難しい重要な項目について、前文に盛り込むこととした。

3 今後の予定

令和2年11月10日(火)	県政経営会議
11月11日(水)	環境・農水常任委員会
11月県議会	条例案提案
令和3年4月1日	施行